

## 歩合給について

### 歩合給とは

歩合給制とは「出来高払制」「請負給制」「実績給」ともいい、「売上げに対して〇%、契約成立1件に対して〇円」といった一定の成果に対して定められた金額を支払う賃金制度です。

残業代として支給する場合は別として、歩合給での支払となったとしても最低賃金を下回ることはできず、また時間外労働、年次有給休暇取得時の賃金計算方法をご紹介します。

### 割増賃金、有給休暇取得時の賃金計算について

歩合給制であっても法定労働時間を超えて労働した場合は、その部分について割増賃金が必要です。計算におけるイメージしやすくするために下記に割増賃金を計算する際に基礎単価に含まれる賃金の計算の例を示します。

**例** ある月の実績給（歩合給）の合計が190,000円であった労働者が、その月に法定時間外労働18時間を含めて190時間労働していた場合



※令和6年12月現在の愛知県最低賃金は1,077円ですが上記の例は説明のために計算において簡便な数値を採用した一例です。

年次有給休暇取得時の賃金を通常の賃金で計算する場合は、歩合給をその月の賃金計算期間の総労働時間で割って、賃金計算期間の1日の平均所定労働時間をかけて計算します。

例えば、その月の歩合給が80万円で総労働時間が200時間だとします。1時間単価は80万円÷200時間=4,000円/時間。1日の平均所定労働時間が8時間/日とすると4,000円×8時間=3万2,000円/日となります。

その他ご不明な点がございましたら労働基準監督署までお問い合わせください。